

40時間制に関する条約 (ILO第47号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1935年ILO（国際労働機関）第19回総会で採択された。2008年4月現在の既批准国は14カ国である。

2. 条約の概要

本条約は、この条約を批准する加盟国が、生活水準の低下を来さないよう適用されるべき1週40時間労働時間制の原則を認めて、この目的の達成のために必要な措置をとるよう規定するものである。